



② 包括的支援事業とは？

地域包括支援センターの運営およびセンターが行っている事業です。地域包括支援センターには専門職員として「社会福祉士」「保健師」「主任ケアマネージャー」等が配置されています。主に地域内に住む高齢者の「総合相談」「介護予防」「サービスの連携・調整」などの業務を行っています。

③ 任意事業とは？

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくことができるよう、本人や介護をする家族の方などを対象に、地域の状況に応じた必要な支援を行います。



事業名	対象者	内容	利用料
介護用品支給事業	65歳以上の要介護4・5認定者を介護する家族等（全世帯非課税）	在宅で介護をしている家族に対し、介護用品の購入に関する一部助成を行っています。 	無料
成年後見制度利用支援事業	65歳以上の方 	判断力が不十分な認知症高齢者等で親族がいない又は親族がいても音信普通の状態等にある方に対し成年後見制度の利用助成を行います。	—
「食」の自立支援事業	65歳以上で調理調達が困難な要介護認定者	在宅で過ごし食事の調理・調達が困難な高齢者に対し弁当宅配の一部助成を行い栄養改善を行っています。	1食 400円

豊見城市が実施する地域支援事業以外の事業

事業名	対象者	内容
外出支援サービス	60歳以上の要介護1～5認定者で一般交通機関の利用が困難な者（本人非課税）	在宅の一般の交通機関の利用が困難な高齢者に対し、医療機関等への送迎に係る費用について給付券により助成を行い経済的な生活支援を図ります。（1回450円、月4回まで）
緊急通報システム事業	65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者等	ひとり暮らし高齢者の自宅に固定型及びペンダント型発信機を設置し、急病または事故等の緊急時に迅速な救助ができるよう緊急通報センターや消防本部、協力員等と連携を図ります。
お元気コールサービス事業	65歳以上の閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者等	ひとり暮らしの高齢者に対し、週3回定期的に電話をかけることにより健康状態や安否の確認及び心の安らぎを提供します。
老人福祉電話料金	65歳以上のひとり暮らし高齢者等（本人非課税）	経済的理由等により電話を設置することが困難な要援護者に電話機を貸与し設置料および月々の基本料の助成を行います。

豊見城市 地域支援事業

地域支援事業とは？

65歳以上の高齢者が要介護状態になることを予防し、要介護状態等になった場合も住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活が送れるように実施する事業です。地域支援事業は大きく3つの柱からなります。

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
- ② 包括的支援事業
- ③ 任意事業



お問い合わせ先

障がい・長寿課

介護長寿班

地域包括支援班

TEL 098-856-4292 FAX 098-856-7046

TEL 098-856-7727 FAX 098-856-7876

平成28年度 発行